

鈴鹿市景観づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

鈴鹿市長 末松則子

鈴鹿市条例第14号

鈴鹿市景観づくり条例の一部を改正する条例

鈴鹿市景観づくり条例（平成20年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（届出を要する行為等） 第7条 法第16条第1項第4号の条例で定める届出（同条第5項の規定による通知を含む。以下この条において同じ。）を要する行為は、次に掲げる行為とする。 （1） 略 <u>（2） 木竹の伐採</u> <u>（3） 略</u> 2 略 3 法第16条第7項第11号の条例で定める届出を要しない行為は、次に掲げる行為とする。 （1）～（5） 略 （6） 法第16条第1項各号の規定による届出を要する行為（同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）で、規則で定める<u>基準に該当するもの</u>	（届出を要する行為等） 第7条 法第16条第1項第4号の条例で定める届出（同条第5項の規定による通知を含む。以下この条において同じ。）を要する行為は、次に掲げる行為とする。 （1） 略 <u>（2） 略</u> 2 略 3 法第16条第7項第11号の条例で定める届出を要しない行為は、次に掲げる行為とする。 （1）～（5） 略 （6） 法第16条第1項各号の規定による届出を要する行為（同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）で、規則で定める<u>規模以下のもの</u>

(7)・(8) 略	(7)・(8) 略
-----------	-----------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出及び同条第5項の規定による通知（以下「届出等」という。）を要する行為について適用し、同日前に届出等がされた行為については、なお従前の例による。